

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 4
2017年3月

2017年3月7日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第15回口頭弁論が行われました。この日も傍聴人は傍聴席が80席あるうちの60名弱でした。原告、被告から、それぞれ「準備書面(主張や反論をまとめた書類)」や「証拠(主張や反論を裏付けるもの)」が提出されたほかに、原告から「進行に関する上申書※1」が提出されました。



■「進行に関する上申書」とは

一般的な損害賠償訴訟では、原発事故に例えるなら、避難した時の交通費〇〇円、避難先で購入した冷蔵庫〇〇円など、避難したことにより出費せざるを得なかった費用の領収書を、損害の証拠として提出します。でも、今回の裁判では、最初から具体的な金額を明示したものを証拠として提出せずに、慰謝料1,000万、財産的損害500万、弁護士費用150万、合計1,650万を原告一人当たり、一律で請求しています。

原告それぞれの話を聞けば、家族構成、避難元の場所、交通機関、避難先の状況などにより出費した金額には差があります。でも、この裁判で訴えている「主位的主張」※2...つまり、訴えの軸となっているものは、そういう、実際に支払った金額を「返せ」ということではないですね。「事故により失った、従前の(それまでの)生活そのものを返してほしい」ということが、原告の主張です。

「従前の生活」とは、「それまでは、頻繁に近くに暮らす両親の家に行き、子どもたちを会わせることができた」「近所の農家から野菜などをもらうことが多かった」「購入した自宅の庭で家庭菜園やガーデニングを楽しんだ」「家族ぐるみで長年付き合い合っていた友人たちがいた」「家族全員で過ごす時間があった」「起業して順調に売り上げを伸ばしていた」など、それまで培ってきた家族関係や人間関係があったからこそ得られた生活環境そのものです。当然、百人百様、同じものはありません。そして、事故による避難で、それまでであった暮らしが全く違うものに変わらざるを得なかった、という事実があり、現実として、それをそっくり元に戻すことはできません。

※1 上申書→裁判所に対して要望を出したり、裁判の進行などについて申し入れをする場合に提出する書類のこと。上申書を提出したからと言って、申し入れた内容が通るわけではない。

※2 「主位的主張」と「予備的主張」→「主位的主張」とは第一次的請求。訴えの主旨、軸となっている主張。「予備的主張」とは第二次請求とも言い、「主位的主張」が認められなかったときに行う主張。

お金で得ることができない損害をどう賠償請求するのか、という視点に立ち、この裁判で主張しているのが、「抽象的規範的損害」という考え方です。避難指示区域であろうが、自主的避難であろうが、それは、本人の意思ではなく行政の線引きによって生じた区分けに過ぎません。

被害を受けた人たちは皆、一様に「従前の生活そのものを失う」という、同じ被害を受けているのだから、その被害に対して一律同額の賠償がされるべきであり、「実際に支出した金額」に基づいて評価されるものではない。

こうした考え方を「規範(一定の規準)」とするべきであり、賠償金額は、具体的な支出金額ではなく、『仮に、従前の生活に限りなく近い暮らしを送るためには「最低限」いくらかかるのか』を想定して算出されるべきだ...というのが「抽象的規範的損害」の考え方です。

「進行に関する上申書」では、裁判が進行するうえで、原告が「抽象的規範的損害」を主張していることに加えて、新たな観点から損害について主張する予定であることを裁判所に伝えています。では、なぜ今、提出したのでしょうか？

■裁判所が知りたいこと

裁判所は現在、原告の主張する「抽象的規範的損害」について一定の理解を示してくれているそうです。それは、毎回法廷で、本人による意見陳述を行い、従前の生活と今の生活の違いを伝え、「失ったものは何か」を伝え続けてきたからだと思います。でも、「それだけでは、原告個々の生活が見えにくい。実際は、どれくらいの支出があり、具体的にいくら損害だったのかも知りたい」という話を、裁判所から何度もされているそうです。たしかに、「賠償金額」を考えたとき、裁判所が具体的な詳細を知りたい気になります。自分が裁判官だったら、そう考えると思います。なぜなら、請求されている金額と個々の現実はどう違いがあるのか、請求が妥当なのか、比較する術がないからです。

裁判後、弁護士会館での説明会で、弁護士さんは「弁護団は、基本的な考え方を崩すつもりはないけれど、今後は具体的に伝える試みも行っていきます。今まで通り具体的な損害を提示するつもりはなく、主位的主張は変わらない。でも、個々の損害が伝わりにくい弱点があるのも事実で、具体と抽象の間くらいのやり方で伝えていく」。つまり、領収証を提出する、といったやり方ではなく、具体的な損害内容を陳述書などで、これまでの主張に追加していく...などの工夫をしていく、ということだ

そうです。いずれにせよ、今後、原告のみなさんと弁護士が協力して進めていくことになるのでしよう。

今回、「進行に関する上申書」を提出した背景には、具体的損害も伝えていくようにするが、「抽象的規範的損害を請求する」という主位的主張と請求している金額を変えるつもりはない、ということの意思表示と、裁判所に念押しする目的があったのだと思います。

■東京電力の反論

2016年12月20日の第14回口頭弁論期日で、原告が提出した準備書面（53）（56）に対して、この日、東京電力から反論が提出されました。

・準備書面（53）とは

津田敏秀教授らの甲状腺がんの検出に関する研究をもとに、避難したこと、避難を継続していることに合理性があることを主張。

・準備書面（56）とは

崎山比早子博士の意見書をもとに、ICRP 勧告が放射性物質に関する規制として不十分であることを主張。



上記2つの準備書面に対する、東京電力の反論の詳細はわかりませんが、大まかにいうと、「津田敏秀教授の研究結果からは、原告が主張するような小児甲状腺がんの多発を基礎づけることはできず、その研究をもとにした原告の主張は道理に合わない」「崎山意見書は独自の見解を述べており、低線量被ばくと健康影響に関する原告の主張の裏付けにはならず、道理に合わない」ということのようにです。そして、東京電力が出してきたのは UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会※3）の見解であり、それに基づき反論を展開しているようです。裁判所がどちらの主張を認めるのか、とても気になるところです。

■全国の訴訟のうごき

3月17日（金）午後3時、群馬県高崎地方裁判所で、群馬県の原告団が起こした損害賠償訴訟の判決が出たことは皆さんご存知ですよね。この裁判で原告が求めた損害賠償金額は、一律一人約1,100万円。北海道同様、避難指示の有無にかかわらず、一律の請求です。裁判は、国の責任を認める、原告の一部勝訴でしたが、総額約15億円の損害賠償に対して出された賠償命令は3,855万円、原告である計45世帯137人に対し賠償が認められたのは約半分の62人でした。

残念なのは、中間指針の一定の合理性が認められ、72人の請求が棄却されたことです。損害賠償が認められた人と認められなかった人の決め方は、年齢や避難の経緯、性別や職業などを個別に検討、すでに支払われている賠償金との差額を計算した結果、避難区域の19人、避難区域外の43人に一人当たり7万～350万円を支払う...というものでした。尚、「抽象的規範的損害論」は、北海道訴訟独自の考え方で、群馬訴訟では、別の主張が行われていたようです。今後、北海道訴訟の主張が裁判所の判断にどう影響していくのか、その経過は見過ごせません。

次回の裁判は5月30日（火）、10時半からです。北海道訴訟はこの5月30日の裁判が転機でもあります。なぜなら、異動により裁判長が代わるからです。そして、新しく赴任した裁判長が、北海道訴訟の判決文を書く、と言われていきます。新しく赴任したばかりの裁判長は、今まで続けてきた原告の意見陳述も聞いたことがないし、法廷でのやり取りも実感できません。もちろん、きちんと経緯は引き継がれるのかもしれませんが、やはり、文字で見るものと、原告本人が口頭で伝えるのでは違います。

更に大事なものは傍聴席です。多くの傍聴人で満たされた場合、それだけ裁判への関心の高さが伝わります。関心が高いということは、判決への注目も高く、また、その内容による世論の動きも気になるはず。ここ最近、傍聴に来る人の数が減りました。現在、北海道訴訟の原告の人数は、79世帯262名です。訴訟に参加した理由はそれぞれあると思いますが、原告だけで傍聴席が埋まってもおかしくない人数なのに、どうして傍聴席が埋まらないのか、いつも不思議に思います。これからが北海道訴訟の山場です。一人でも多く、傍聴に参加されることを願います。

傍聴人 金榮知子

※3 UNSCEAR（アンスケア）→原子放射線の影響に関する国連科学委員会（United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation）国際連合（United Nations）に属する委員会の1つ。1955年に設置され、国連加盟国から各国の自然・人工放射線のレベルや放射線の健康影響の推定根拠となる科学的知見等の情報を収集・集約して、定期的に国連総会に報告を行うとともに、詳細な報告書を刊行している（<http://www.weblio.jp/content/UNSCEAR> より）尚、ベルギーに本部を置く市民団体、欧州放射線リスク委員会（European Committee on Radiation Risk : ECRR）は、IAEA、ICRP、UNSCEAR間で人員が重複している事を指摘しており、崎山意見書では、「ICRP委員と電力会社の間には利害関係がある」と指摘されている。